

事 務 連 絡
平成19年3月29日

都道府県労働局
労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長補佐

「脳・心臓疾患」及び「精神障害等事案」並びに「石綿疾患（労災・救済法）」
にかかる処理経過簿の作成について

「脳・心臓疾患及び精神障害等事案に係る処理経過簿システム」については、平成15年12月から運用し、例年、年度当初に年度更新処理を行っていただいているところであり、また、石綿疾患にかかる処理経過簿（労災保険法及び石綿健康被害救済法）については、平成17年9月7日付事務連絡「石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿の作成について」等により、その作成をお願いしているところですが、当該疾患に関する平成18年度請求及び決定分については、平成19年4月10日（火）までに、確実に作成していただくようお願いします。